

3 防危第 1 6 1 号
令和 3 年 5 月 2 9 日

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 愛 知 県 知 事

「愛知県緊急事態措置」の継続について（通知）

「愛知県緊急事態措置」の実施につきましては、令和 3 年 5 月 1 2 日から、新型コロナウイルス感染症の第 4 波の克服に向けて、オール愛知で感染防止対策に取り組んできたところですが、引き続き新規陽性者数、入院患者数が多く、医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、昨日、国において、本県を始め 9 都道府県に対し、6 月 1 日から 6 月 2 0 日までの 2 0 日間、緊急事態宣言の期間延長が決定されました。これを受け、本日開催しました愛知県新型コロナウイルス対策本部員会議において、同期間中、県内全域における「愛知県緊急事態措置」の継続を決定いたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくため、今一度、貴所属職員への周知徹底や、住民、事業者、関係諸団体等への周知及び協力依頼など、感染拡大の防止に全力を挙げていただきますようお願いいたします。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

政策・企画グループ

内線 2508・2509

ダイヤルイン 052-954-6191

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp